

公有水面埋立法

1. 案内情報

| | |
|----------|--|
| 手続名 | : 公有水面埋立出願事項変更の許可 (1) 埋立区域の縮小 (2) 用途の変更 (3) 設計の概要の変更 (4) 工事着手及び竣功期間の伸長 |
| 手続根拠 | : 公有水面埋立法第13条の2第1項 |
| 手続対象者 | : 公有水面埋立免許を受けた者 |
| 提出時期 | : 公有水面埋立の出願事項を変更しようとする時 |
| 提出方法 | : 公有水面埋立変更許可申請書を作成し、免許権者である都道府県知事又は港湾管理者に提出してください。 |
| 手数料 | : なし |
| 添付書類・部数 | : 公有水面埋立法施行規則第7条第2項各号で規定する図書部数については、提出先にお問い合わせ下さい。 |
| 申請書様式 | : 公有水面埋立変更許可申請書 |
| 記載要領・記載例 | : 公有水面埋立法施行規則別記様式第三による。 なお個別詳細な要領等については、都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。 |

2. 窓口情報

| | |
|------|---|
| 提出先 | : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。 |
| 受付時間 | : 同上 |
| 相談窓口 | : 同上 |

3. 手続情報

| | |
|--------|---|
| 審査基準 | : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。 |
| 標準処理期間 | : 同上 |
| 不服申立方法 | : (行政不服審査法の規定による) |